平成２２年（フ）第３６９号
長崎県北松浦郡佐々町口石免423番地　志方借家101
債務者　弓井　明子（旧姓魚野）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１９２８号
東京都目黒区中央町２丁目28―15―615
債務者　星埜　俊昭
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４０号
東京都葛飾区奥戸７丁目20―26―503
債務者　木村千恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８１号
神奈川県座間市相武台１丁目4902―18―204
債務者　岸本　幸江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２９号
東京都府中市八幡町２丁目１番地の10
債務者　柴山　　智
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８２０号
東京都八王子市石川町656番地メゾン立川305号
債務者　中西　エミ
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８２１号
東京都町田市相原町1231番地
債務者　竹田　益代（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５２号
東京都東大和市南街６丁目68番地の11
債務者　高階　優子（旧姓新出）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
長崎県松浦市今福町東免32番地
債務者　西川今日孝
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
長崎県松浦市御厨町下登木免315番地２、旧住所長崎県松浦市志佐町白浜免1965番地
債務者　久地浦真弓（旧姓蒲原）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋54番地　宮城アパート202
債務者　加藤　真敏
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６８号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目３番21号　Ａ
債務者　伊藝　　肇
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７９５号
東京都武蔵野市西久保２丁目16番19号東京医進学院三鷹ＴＯＳＳ校
債務者　鶴見　公宏
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９６号
東京都武蔵野市西久保２丁目16番19号東京医進学院三鷹ＴＯＳＳ校
債務者　鶴見　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
島根県益田市安富町2431番地１
債務者　岡　　里美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部